

( 各 ) 税 関 長 殿  
沖 縄 地 区 税 関 長 殿

関税局長事務代理

大臣官房審議官 青 山 幸 恭

### 関税法基本通達等の一部改正について

財務省組織令（平成 12 年 6 月 7 日政令第 250 号）及び財務省組織規則（平成 13 年 1 月 6 日財務省令第 1 号）の改正に伴い、関税法基本通達等の一部を下記のとおり改正し、平成 18 年 7 月 1 日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

なお、改正前の税関様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用させることとして差し支えない。

### 記

第 1 関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）の一部を次のように改正する。

- 1 . 7 - 17 の(2)中「検査を行う」を「貨物確認（貨物の関税分類を決定するために、従来、通関部門が行っていた貨物の検査のことをいう。）を行う」に、「検査を行つた」を「貨物確認を行つた」に改める。
- 2 . 7 - 22 の(2)のロの(ロ)中「検査」を「貨物確認（貨物の関税分類を決定するために、従来、通関部門が行っていた貨物の検査のことをいう。）」に改める。
- 3 . 12 の 2 1 の(2)中「現物検査」の次に「（貨物確認（他法令の該非の確認、関税分類、知的財産侵害物品の認定等輸入貨物等についての適正な審査を行うため、従来、通関部門が行っていた貨物の検査のことをいう。）を含む。）」を加える。
- 4 . 30 5 の(2)のイ中「検査」を「貨物確認（他法令の該非の確認、関税分類、知的財産侵害物品の認定等輸入貨物等についての適正な審査を行うため、従来、通関部門が行っていた貨物の検査のことをいう。）」に改める。
- 5 . 35 - 1 の(2)のロ中「見本検査」を「見本確認（他法令の該非の確認、関税分類、知的財産侵害物品の認定等輸入貨物等についての適正な審査を行うため、従来、通関部門が行っていた貨物の見本検査のことをいう。）」に改める。
- 6 . 35 - 3 の(7)中「検査」の次に「（貨物確認（他法令の該非の確認、関税分類、知的財産侵害物品の認定等輸入貨物等についての適正な審査を行うため、従来、通関部門が行っていた貨物の検査のことをいう。）を含む。下記(12)、(13)及び(17)において同じ。）」を加える。
- 7 . 43 の 4 1 中「による検査」の次に「（貨物確認（他法令の該非の確認、関税分類、知

- 的財産侵害物品の認定等輸入貨物等についての適正な審査を行うため、従来、通関部門が行っていた貨物の検査のことをいう。)を含む。)」を加える。
8. 62 の 2 - 8 の(1)中「調査保税部」を「保税担当部門」に改める。
9. 62 の 3 - 4 中「貨物の検査」の次に「(同条第 1 項に規定する申告の審査のための貨物確認(他法令の該非の確認、関税分類、知的財産侵害物品の認定等輸入貨物等についての適正な審査を行うため、従来、通関部門が行っていた貨物の検査のことをいう。)を含む。)」を加える。
10. 67 - 1 - 7 の(2)の二中「見本検査」を「見本確認(他法令の該非の確認、統計品目分類、知的財産侵害物品の認定等輸出貨物等についての適正な審査を行うため、従来、通関部門が行っていた貨物の見本検査のことをいう。)」に改め、同項の(2)のホ中「通関担当の」を削り、(2)を(3)と、(5)を(6)とし、同項の(4)中「見本検査」を「見本確認」に改め、(4)を(5)とし、同項の(1)の次に次のように加える。
- (2) 輸出貨物についての法第 67 条((輸出又は輸入の許可))の規定による検査は、原則として統括審査官(検査担当)が行うものとし、当該検査のうち、輸出申告についての適正な審査を行うための貨物確認(他法令の該非の確認、統計品目分類、知的財産侵害物品の認定等のための貨物の確認であつて、従来、統括審査官(審査担当)が行っていた貨物の検査のことをいう。)は、原則として統括審査官(審査担当)が行うものとする。
11. 67 - 1 - 8 の本文中「通関担当の」を削り、同項の(3)中「見本検査」を「見本確認」に改め、(3)を(4)とし、同項の(2)中「見本検査」を「見本確認」に、「審査担当職員」を「審査(検査)担当職員」に改め、(2)を(3)とし、同項の(1)中「見本検査」を「見本確認」に改め、(1)を(2)とし、同項の本文の次に次のように加える。
- (1) 前記 67 - 1 - 7 (輸出貨物の検査)の(2)に規定する検査に係る検査指定は、原則として統括審査官(検査担当)が行うものとし、当該検査のうち、貨物確認に係る貨物の指定は、原則として統括審査官(審査担当)が行うものとする。この場合において、貨物の指定から検査の終了までの間の通関業者等との連絡は、最初にその指定の通知を行つた統括審査官が行うものとする。
12. 67 - 3 - 8 の(5)中「通関担当の」を削り、(5)を(6)とし、同項の(4)中「見本検査」を「見本確認」に改め、(4)を(5)とし、同項の(3)を(4)に、(2)を(3)に、(1)を(2)に改め、同項の本文の次に次のように加える。
- (1) 輸入貨物についての法第 67 条((輸出又は輸入の許可))の規定による検査は、原則として統括審査官(検査担当)が行うものとし、当該検査のうち、輸入申告についての適正な審査を行うための貨物確認(他法令の該非の確認、関税分類、知的財産侵害物品の認定等のための貨物の確認であつて、従来、統括審査官(審査担当)が行っていた貨物の検査のことをいう。)は、原則として統括審査官(審査担当)が行うものとする。
13. 67 - 3 - 10 の本文中「見本検査」を「見本確認(他法令の該非の確認、関税分類、知的財産侵害物品の認定等輸出貨物等についての適正な審査を行うため、従来、通関部門が行っていた貨物の見本検査のことをいう。)」に改め、同項の(1)及び(3)中「見本検査」を「見本確認」に改める。
14. 67 - 3 - 11 の(4)の八中「審査担当職員」を「審査(検査)担当職員」に改め、(4)を(5)と

し、同項の(3)中「見本検査」を「見本確認」に、「審査担当職員」を「審査(検査)担当職員」に改め、(3)を(4)とし、同項の(2)中「見本検査」を「見本確認」に、「審査担当職員」を「審査(検査)担当職員」に改め、(2)を(3)とし、同項の(1)中「見本検査」を「見本確認」に、「審査担当職員」を「審査(検査)担当職員」に改め、(1)を(2)とし、同項の本文の次に次のように加える。

(1) 前記 67 - 3 - 8 (輸入検査の種類) の(1)に規定する検査に係る検査指定は、原則として統括審査官(検査担当)が行うものとし、当該検査のうち、貨物確認に係る貨物の指定は、原則として統括審査官(審査担当)が行うものとする。この場合において、貨物の指定から検査の終了までの間の通関業者等との連絡は、最初にその指定の通知を行った統括審査官が行うものとする。

15. 67 - 3 - 12 の本文中「見本検査」を「見本確認」に改め、同項の(3)のイ中「輸入申告書受理部門の統括審査官(これが置かれていない官署にあつては、これに代わる者としてあらかじめ指定された者。以下この項において「統括審査官」という。)は、全量取出検査の指定を行った場合において、」を「全量取出検査の指定が行われた場合において、輸入申告書受理部門の統括審査官(これが置かれていない官署にあつては、これに代わる者としてあらかじめ指定された者。以下この項において「統括審査官」という。)は、」に改める。

16. 67 3 13 の(1)のイ及び(3)中「見本検査」を「見本確認」に改め、同項の(5)中「検査が終了」を「貨物確認が終了」に改める。

17. 67 3 14 の(1)中「見本検査」を「見本確認」に改める。

18. 70 3 1 中「))の検査」の次に「(輸入貨物についての審査のため通関部門が行う貨物確認を含む。)」を加える。

19. 100 - 14 の(2)中「通関部門」の次に「(本関にあつては検査担当部門)」を加える。

第2 輸出通関事務処理体制について(平成12年3月31日蔵関第241号)の一部を次のように改正する。

1. 記の第1の 中「し、検査は、「重点検査」及び「一般検査」と」を削る。

2. 記の第1の の1中「際には、」の次に「通関担当」を加え、同号の二をホとし、同号の八中「検査」を「貨物確認」に改め、八を二とし、同号の口中「検査要否の決定並びに検査の区分及び方法の指示」を「監視部(署所にあつては検査担当部門。以下同じ。)による検査(下記八に規定する貨物確認以外の輸出申告に係る貨物についての検査をいう。以下同じ。)の対象となる貨物の一次選定(統括官等が一次選定を行うこととされている場合に限る。)及び監視部への通報」に改め、同号の次に次のように加える。

八 貨物確認(他法令の該非の確認、統計品目分類、知的財産侵害物品の認定等輸出申告についての適正な審査を行うため、輸出申告に係る貨物について行う確認をいう。以下同じ。)の要否の決定

3. 記の第1の の1の本文に次のように加える。

また、検査担当統括審査官が行う検査の対象貨物の選定は、基本的には通関担当統括審査官が一次的な選定を行い、最終的には検査担当統括審査官が行うこととなる(下記第2の1に規定する貨物確認の対象貨物の選定は、通関担当統括審査官。)の

で留意する。

4. 記の第1の 1の(2)中「輸出令」を「輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。)に、「該否」を「該非」に改め、同号の(3)中「輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。)」を「輸出令」に、「該否」を「該非」に改め、「(検査)」を削る。
5. 記の第1の 2の(1)中「検査」を「貨物確認」に改める。
6. 記の第2の5中「輸出者」を「輸出者」に、「検査」を「貨物確認」に改め、5を6とし、4中「検査指定」を「貨物確認を行う貨物の指定」に、「検査職員」を「貨物確認を行う職員」に、「検査のポイント及び検査要領」を「貨物確認のポイント及び要領」に改め、4を5とし、3中「見本の検査によって支障なく検査」を「見本の確認(以下「見本確認」という。)によって支障なく貨物確認」に、「見本検査」を「見本確認」に改め、3を4とし、1及び2を次のように改める。
  - 1 他法令の該非の確認、統計品目分類、知的財産侵害物品の認定等輸出申告についての適正な審査を行うため、輸出申告に係る貨物と申告内容との同一性の確認等必要な貨物確認を十分に行うものとする。
  - 2 税関検査場へ貨物を搬入させることが物理的に困難又は不適當な場合、蔵置場所において貨物の蔵置状況を全体的に把握の上確認する貨物の指定を行う必要がある場合その他確認すべき貨物の蔵置場所において貨物確認を行うことが適切であると認められる場合には、当該貨物の蔵置場所において貨物確認を行う。
  - 3 税関検査場へ貨物を搬入させることが容易であり、かつ、税関検査場で貨物確認を行うことによって支障なくその目的を達せられる場合には、税関検査場において貨物確認を行う。

第3 輸入通関事務処理体制について(平成12年3月31日蔵関第247号)の一部を次のように改正する。

1. 記の第1の 1中「際には、」の次に「通関担当」を加え、(2)中「検査要否の決定並びに検査の種類及び方法の指示」を「監視部(署所にあつては検査担当部門。以下同じ。)による検査の要否の決定及び監視部への通報」に改め、(5)を(6)とし、(4)を(5)とし、(3)中「検査」を「貨物確認」に改め、(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。
  - (3) 貨物確認(他法令の該非の確認、関税分類、知的財産侵害物品の認定等輸入申告についての適正な審査を行うための輸入申告に係る貨物の確認をいう。以下同じ。)の要否の決定
2. 記の第1の 1の本文に次のように加える。

また、検査担当統括審査官が行う検査の対象貨物の選定は、基本的には通関担当統括審査官が一次的な選定を行い、最終的には検査担当統括審査官が行うこととなる(下記第2の1に規定する貨物確認の対象貨物の選定は、通関担当統括審査官。)ので留意する。
3. 記の第1の 1の(2)の二中「(検査事務)」を「(貨物確認事務等)の規定」に、「検査」を「貨物確認」に、「により検査」を「の規定により貨物確認」に改める。

4. 記の第1の の1の(3)中「(検査)」を削る。
5. 記の第1の の2の(2)中「検査」を「貨物確認」に改める。
6. 記の第2の表題を「貨物確認事務等」に改め、第2の5中「検査」を「貨物確認」に、「輸入者」を「輸入者」に改め、5を6とし、4中「検査指定」を「貨物確認を行う貨物の指定」に、「検査職員」を「貨物確認を行う職員」に、「検査のポイント及び検査要領」を「貨物確認のポイント及び要領」に改め、4を5とし、3中「見本の検査」を「見本の確認(以下「見本確認」という。)」に、「検査」を「貨物確認」に、「見本検査」を「見本確認」に改め、3を4とし、1及び2を次のように改める。
  - 1 他法令の該非の確認、関税分類、知的財産侵害物品の認定等輸入申告についての適正な審査を行うため、輸入申告に係る貨物と申告内容との同一性の確認等必要な貨物確認は十分行うものとする。
  - 2 税関検査場へ貨物を搬入させることが物理的に困難又は不適當な場合、蔵置場所において貨物の蔵置状況を全体的に把握の上確認する貨物の指定を行う必要がある場合その他確認すべき貨物の蔵置場所において貨物確認を行うことが適切であると認められる場合には、当該貨物の蔵置場所において貨物確認を行う。
  - 3 税関検査場へ貨物を搬入させることが容易であり、かつ、税関検査場で貨物確認を行うことによって支障なくその目的を達せられる場合には、税関検査場において貨物確認を行う。
7. 記の第3の1中「検査」を「貨物確認(監視部による検査が行われる場合には当該検査)」に改める。
8. 記の第5の 中「(検査)」を削る。
9. 記の第5の の4中「検査」を「貨物確認」に改める。
10. 記の第7中「前記第1の (受付管理事務)に規定する受付管理事務、 (審査事務)に規定する事前審査及び第2(検査事務)に規定する検査等」を「前記第1の (受付管理事務)及び (審査事務)に規定する受付管理事務及び事前審査並びに前記第2(貨物確認事務等)に規定する貨物確認等」に改める。

第4 システム導入官署における輸出通関事務処理体制について(平成12年3月31日蔵関第243号)の一部を次のように改正する。

1. 記の第1の の2の(3)中「検査(」の次に「下記 のAの1のへに規定する貨物確認及び」を加える。
2. 記の第1の のAの1の二中「あるかどうか否かの判定」を「あるか否かについての判定(検査担当統括審査官との必要な協議を含む。)」に改め、1のホ中「上記八」を「上記二」に、「ついで検査の種類及び方法の指示」を「係る貨物について、監視部(署所によっては検査担当部門。以下同じ。)による検査(下記へに規定する貨物確認以外の輸出申告に係る貨物についての検査をいう。以下同じ。)の対象となる貨物の一次選定(統括官等が一次選定を行うこととされている場合に限る。)及び監視部への通報」に改め、チをリとし、トをチとし、へ中「検査」を「貨物確認」に改め、へをトとし、ホの次に次のように加える。
  - へ 貨物確認(他法令の該非の確認、統計品目分類、知的財産侵害物品の認定等

輸出申告についての適正な審査を行うため、輸出申告に係る貨物について行う確認をいう。以下同じ。)の要否の決定

3. 記の第1の のAの1の本文に次のように加える。

なお、検査担当統括審査官が行う検査の対象貨物の選定は、基本的には通関担当統括審査官が一次的な選定を行い、最終的には検査担当統括審査官が行うこととなる(下記のへに規定する貨物確認の対象貨物の選定は、通関担当統括審査官。)ので留意する。

4. 記の第1の のAの2中「八からトまで」を「八からチまで」に改める。

5. 記の第1の のBの1の口中「あるかどうか否かの判定」を「あるか否かについての判定(検査担当統括審査官との必要な協議を含む。)」に改め、八中「ついて検査の種類及び方法の指示」を「係る貨物について、監視部による検査の対象となる貨物の一次選定(統括官等が一次選定を行うこととされている場合に限る。)及び監視部への通報」に改め、へをトとし、ホをへとし、二中「検査」を「貨物確認」に改め、二をホとし、八の次に次のように加える。

## 二 貨物確認の要否の決定

6. 記の第1の のBの1の本文に次のように加える。

また、検査担当統括審査官が行う検査の対象貨物の選定は、基本的には通関担当統括審査官が一次的な選定を行い、最終的には検査担当統括審査官が行うこととなる(下記の二に規定する貨物確認の対象貨物の選定は、通関担当統括審査官。)ので留意する。

7. 記の第1の の1の(2)中「該否」を「該非」に改める。

8. 記の第1の の1の(3)中「該否」を「該非」に改め、「(検査)」を削る。

9. 記の第1の の2の(1)中「検査」を「貨物確認」に改める。

10. 記の第2中「検査事務」を「貨物確認事務等」に改め、「記第2(検査事務)」を「の記の第2(貨物確認事務等)の規定」に改める。

第5 システム導入官署における輸入通関事務処理体制について(平成12年3月31日蔵関第249号)の一部を次のように改正する。

1. 記の第1の の2の(3)中「検査(」の次に「下記 のAの1のへに規定する貨物確認及び」を加える。

2. 記の第1の のAの1の二中「あるかどうか否かの判定」を「あるか否かについての判定(検査担当統括審査官との必要な協議を含む。)」に改め、1のホ中「上記八」を「上記二」に、「ついて検査の種類及び方法の指示」を「係る貨物について、監視部(署所にあつては検査担当部門。以下同じ。)による検査(下記へに規定する貨物確認以外の輸入申告に係る貨物についての検査をいう。以下同じ。)の対象となる貨物の一次選定(統括官等が一次選定を行うこととされている場合に限る。)及び監視部への通報」に改め、チをりとし、トをチとし、へ中「検査」を「貨物確認」とし、へをトとし、ホの次に次のように加える。

へ 貨物確認(他法令の該非の確認、関税分類、知的財産侵害物品の認定等輸入申告についての適正な審査を行うため、輸入申告に係る貨物について行う確認

をいう。以下同じ。)の要否の決定

3. 記の第1の のAの1の本文に次のように加える。

なお、検査担当統括審査官が行う検査の対象貨物の選定は、基本的には通関担当統括審査官が一次的な選定を行い、最終的には検査担当統括審査官が行うこととなる(下記のへに規定する貨物確認の対象貨物の選定は、通関担当統括審査官。)ので留意する。

4. 記の第1の のAの2中「八からトまで」を「八からチまで」に改める。

5. 記の第1の のBの1の口中「あるかどうか否かの判定」を「あるか否かについての判定(検査担当統括審査官との必要な協議を含む。)」に改め、八中「ついて検査の種類及び方法の指示」を「係る貨物について、監視部による検査の対象となる貨物の一次選定(統括官等が一次選定を行うこととされている場合に限る。)及び監視部への通報」に改め、へをトとし、ホをへとし、二中「検査」を「貨物確認」とし、二をホとし、八の次に次のように加える。

二 貨物確認の要否の決定

6. 記の第1の のBの1の本文に次のように加える。

また、検査担当統括審査官が行う検査の対象貨物の選定は、基本的には通関担当統括審査官が一次的な選定を行い、最終的には検査担当統括審査官が行うこととなる(下記の二に規定する貨物確認の対象貨物の選定は、通関担当統括審査官。)ので留意する。

7. 記の第1の の2の(2)中「検査」を「貨物確認」に改める。

8. 記の第2中「検査事務」を「貨物確認事務等」に改め、「記第2(検査事務)」を「の記の第2(貨物確認事務等)の規定」に改める。

第6 沖縄振興特別措置法に基づく自由貿易地域等の取扱いについて(平成14年3月31日財関第254号)の一部を次のように改正する。

1-2の(1)中「調査保税課」を「監視課」に改める。

第7 製造歩留事務提要の制定について(昭和45年6月1日蔵関第1282号)の一部を次のように改正する。

1. 第1部の3の(2)中「統括保税実査官、統括審査官等」を「通関担当部門等他の部門」に改め、同項の(5)中「歩留調査担当官その他歩留調査事務に従事する職員」を「当該事務に従事する職員(以下「歩留担当官」という。)」に改める。

2. 第1部の7中「製造工場から統括保税実査官(統括保税実査官)を「製造工場から保税担当部門(保税担当部門)に、「統括保税実査官(統括保税実査官のない署所にあつては署所長。以下同じ。)」を「当該保税担当部門」に、「歩留調査担当官」を「歩留担当官」に、「統括保税実査官へ通知」を「保税担当部門へ通知」に改める。

3. 第1部の16の(2)及び(3)並びに同部の18中「歩留調査担当官」を「歩留担当官」に改める。

第8 日韓共同開発区域において天然資源を探查し採掘するために必要な装置等の取扱いについて（昭和55年6月13日蔵関第676号）の一部を次のように改正する。

第1の2の(1)の口、第1の3の(1)、第1の4の(2)中「調査保税部保税担当部門」を「監視部保税担当部門」に改める。

第9 製造たばこの小売定価の認可の申請等に伴う輸入価格確認事務取扱要領（昭和60年3月27日蔵関第320号）の一部を次のように改正する。

1の(2)及び(4)中「調査保税部評価部門」を「業務部評価部門」に改める。

第10 関税評価に係る事前教示制度について（平成17年6月21日財関第806号）の一部を次のように改正する。

1. 2.の(2)のイ中、「照会文書という。」を「照会文書」という。」に改める。

2. 別紙様式4を別紙1のように改める。

3. 別紙様式5を別紙2のように改める。

4. 別紙様式6を別紙3のように改める。

5. 別紙様式7を別紙4のように改める。

第11 海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成11年10月7日蔵関第801号）の一部を次のように改正する。

1. 第4章第1節1-5の見出しを「検査等の指定」に改め、同項中「通関担当部門」の次に「又は前記1-2（輸出申告）の規定により行われた輸出申告に係る貨物の検査を行う検査担当部門（以下この節において「検査担当部門」という。）」を加え、「見本検査」の次に「（他法令の該非の確認、統計品目分類、知的財産侵害物品の認定等輸出貨物についての適正な審査を行うための見本確認（従来、通関担当部門が行っていた貨物の見本検査のことをいう。）をいう。以下この項において同じ。）」を、「本船検査又はふ中検査」の次に「（貨物確認（他法令の該非の確認、統計品目分類、知的財産侵害物品の認定等輸出貨物についての適正な審査を行うため、従来、通関担当部門が行っていた貨物の検査のことをいう。）を含む。以下この項及びこの節1-7において同じ。）」を加える。

2. 第4章第1節1-7中「通関担当部門」の次に「（あらかじめ通関担当部門から依頼を受けている場合は検査担当部門）」を加える。

3. 第4章第5節の25の2-5の見出しを「検査等の指定」に改め、同項中「通関担当部門」の次に「又は前記5の2-2（展示等積戻し申告）の規定により行われた展示等積戻し申告に係る貨物の検査を行う検査担当部門（以下この節において「検査担当部門」という。）」を加え、「見本検査」の次に「（他法令の該非の確認、統計品目分類、知的財産侵害物品の認定等積戻し貨物についての適正な審査を行うための見本確認（従来、通関担当部門が行っていた貨物の見本検査のことをいう。）をいう。以下この項において同じ。）」を、「本船検査又はふ中検査」の次に「（貨物確認（他法令の該非の確認、統計品目分類、知的財産侵害物品の認定等積戻し貨物についての適正な審査を行うため、従来、通関担当部門が行っていた貨物の検査のことをいう。）を含む。以下この項及びこの節5の2-7にお



いて同じ。）」を加える。

4．第4章第5節の25の2-7中「通関担当部門」の次に「（あらかじめ通関担当部門から依頼を受けている場合は検査担当部門）」を加える。

5．第5章第1節1-5の見出しを「検査等の指定」に改め、同項中「通関担当部門」の次に「又は前記1-2（輸入申告）の規定により行われた輸入申告に係る貨物の検査を行う検査担当部門（以下この節及び次節において「検査担当部門」という。））」を加え、「見本検査」の次に「（他法令の該非の確認、関税分類、知的財産侵害物品の認定等輸入貨物についての適正な審査を行うための見本確認（従来、通関担当部門が行っていた貨物の見本検査のことをいう。）をいう。以下この項において同じ。））」を、「本船検査又はふ中検査」の次に「（貨物確認（他法令の該非の確認、関税分類、知的財産侵害物品の認定等輸入貨物についての適正な審査を行うため、従来、通関担当部門が行っていた貨物の検査のことをいう。）を含む。以下この項及びこの節1-7において同じ。））」を加える。

6．第5章第1節1-7に次のように加える。

なお、あらかじめ通関担当部門から依頼を受けている場合は検査担当部門が審査（検査）が終了した旨を海上システムに登録するものとする。

7．第5章第2節2-5の見出しを「検査等の指定」に改め、同項中「通関担当部門」の次に「又は検査担当部門」を加え、「見本検査」の次に「（他法令の該非の確認、関税分類、知的財産侵害物品の認定等輸入貨物についての適正な審査を行うための見本確認（従来、通関担当部門が行っていた貨物の見本検査のことをいう。）をいう。以下この項において同じ。））」を、「本船検査又はふ中検査」の次に「（貨物確認（他法令の該非の確認、関税分類、知的財産侵害物品の認定等輸入貨物についての適正な審査を行うため、従来、通関担当部門が行っていた貨物の検査のことをいう。）を含む。以下この項及びこの節2-7において同じ。））」を加える。

8．第5章第2節2-7に次のように加える。

なお、あらかじめ通関担当部門から依頼を受けている場合は検査担当部門が審査（検査）が終了した旨を海上システムに登録するものとする。

第12 航空貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成13年9月25日財関第781号）の一部を次のように改正する。

1．第4章第1節1-5の見出しを「検査等の指定」に改め、同項中「通関担当部門」の次に「又は前記1-2（輸出申告）の規定により行われた輸出申告に係る貨物の検査を行う検査担当部門（以下この節において「検査担当部門」という。））」を加え、「見本検査」の次に「（他法令の該非の確認、統計品目分類、知的財産侵害物品の認定等輸出貨物についての適正な審査を行うための見本確認（従来、通関担当部門が行っていた貨物の見本検査のことをいう。）をいう。以下この項において同じ。）（貨物確認（他法令の該非の確認、統計品目分類、知的財産侵害物品の認定等輸出貨物についての適正な審査を行うため、従来、通関担当部門が行っていた貨物の検査のことをいう。）を含む。以下この項及びこの節1-7において同じ。））」を加える。

2．第4章第1節1-7中「通関担当部門」の次に「（あらかじめ通関担当部門から依頼を受

けている場合は検査担当部門)」を加える。

3．第4章第4節の24の2-5の見出しを「検査等の指定」に改め、同項中「通関担当部門」の次に「又は前記4の2-2（展示等積戻し申告）の規定により行われた展示等積戻し申告に係る貨物の検査を行う検査担当部門（以下この節において「検査担当部門」という。）」を加え、「検査場検査又は見本検査」の次に「（他法令の該非の確認、統計品目分類、知的財産侵害物品の認定等積戻し貨物についての適正な審査を行うための見本確認（従来、通関担当部門が行っていた貨物の見本検査のことをいう。）をいう。以下この項において同じ。）（貨物確認（他法令の該非の確認、統計品目分類、知的財産侵害物品の認定等輸出貨物についての適正な審査を行うため、従来、通関担当部門が行っていた貨物の検査のことをいう。）を含む。以下この項及びこの節4の2-7において同じ。）」を加える。

4．第4章第4節の24の2-7中「通関担当部門」の次に「（あらかじめ通関担当部門から依頼を受けている場合は検査担当部門）」を加える。

5．第5章第1節1-5の見出しを「検査等の指定」に改め、同項中「通関担当部門」の次に「又は前記1-2（輸入申告）の規定により行われた輸入申告に係る貨物の検査を行う検査担当部門（以下この節及び第2節において「検査担当部門」という。）」を加え、「見本検査」の次に「（他法令の該非の確認、関税分類、知的財産侵害物品の認定等輸入貨物についての適正な審査を行うための見本確認（従来、通関担当部門が行っていた貨物の見本検査のことをいう。）をいう。以下この項において同じ。）（貨物確認（他法令の該非の確認、関税分類、知的財産侵害物品の認定等輸入貨物についての適正な審査を行うため、従来、通関担当部門が行っていた貨物の検査のことをいう。）を含む。以下この項及びこの節1-7において同じ。）」を加える。

6．第5章第1節1-7に次のように加える。

なお、あらかじめ通関担当部門から依頼を受けている場合は検査担当部門が審査（検査）が終了した旨を海上システムに登録するものとする。

7．第5章第2節2-5の見出しを「検査等の指定」に改め、同項中「通関担当部門」の次に「又は検査担当部門」を加え、「見本検査」の次に「（他法令の該非の確認、関税分類、知的財産侵害物品の認定等輸入貨物についての適正な審査を行うための見本確認（従来、通関担当部門が行っていた貨物の見本検査のことをいう。）をいう。以下この項において同じ。）（貨物確認（他法令の該非の確認、関税分類、知的財産侵害物品の認定等輸入貨物についての適正な審査を行うため、従来、通関担当部門が行っていた貨物の検査のことをいう。）を含む。以下この項及びこの節2-7において同じ。）」を加える。

8．第5章第2節2-7に次のように加える。

なお、あらかじめ通関担当部門から依頼を受けている場合は検査担当部門が審査（検査）が終了した旨を海上システムに登録するものとする。

第13 税関手続申請システムを使用して行う税関業務の取扱いについて（平成15年6月30日財関第673号）の一部を次のように改正する。

1．第2章第6節の次に次の6節を加える。

## 第7節 保稅地域關係手續

### ( 指定保稅地域の処分等の承認の申請 )

#### 7 - 1

- (1) 指定保稅地域の所有者又は管理者が、システムを使用して、指定保稅地域の譲渡、貸付け等の行為をすることについての承認の申請を行う場合には、「指定保稅地域処分申請業務」により、当該行為をしようとする土地等の名称、所在地等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。
- (2) 保稅担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

### ( 保稅蔵置場の許可の申請 )

#### 7 - 2

- (1) 保稅蔵置場の許可を受けようとする者が、システムを使用して、当該許可の申請を行う場合には、「保稅蔵置場許可申請業務」により、保稅蔵置場の名称、保稅蔵置場に置こうとする貨物の種類等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

住民票の写しの提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署名を行い、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に基づき都道府県知事が作成した当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信させることをもって、住民票の写しの提出に代えさせることができる。

登記事項証明書の提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署名を行い、商業登記法第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信させることをもって、登記事項証明書の提出に代えさせることができる。なお、必要に応じて財団法人民事法務協会登記情報提供センターから登記事項証明に係る照会番号及び発行年月日を取得させ、これを送信させる。

- (2) 保稅担当部門は、審査を行った上、許可する場合には、システムを通じて許可情報を登録するものとする。

### ( 保稅蔵置場等の許可期間の更新の申請 )

#### 7 - 3

- (1) 保稅蔵置場、保稅工場又は総合保稅地域の許可を受けた者が、システムを使用して、保稅蔵置場、保稅工場又は総合保稅地域の許可期間の更新の申請を行う場合には、「保稅地域許可期間更新申請業務」により、保稅蔵置場、保稅工場又は総合保稅地域の名称、更新を必要とする期間等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

- (2) 保稅担当部門は、審査を行った上、許可する場合には、システムを通じて許可情報を登録するものとする。

### ( 保稅蔵置場等の貨物の収容能力の増減等の届出 )

#### 7 - 4 保稅蔵置場、保稅工場、保稅展示場又は総合保稅地域（以下「保稅蔵置場等」と

いう。)の許可を受けた者(以下「被許可者」という。)が、システムを使用して、保税蔵置場等の貨物の収容能力の増減等の届出を行う場合には、「保税地域収容能力等変更届出業務」により、保税蔵置場等の名称、収容能力増減等の概要等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(保税蔵置場等の休業又は廃業の届出)

7 - 5 保税蔵置場等の被許可者が、システムを使用して、保税蔵置場等の業務の休業又は廃業の届出を行う場合には、「保税地域休業廃業届出業務」により、保税蔵置場等の名称、休業期間等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(保税蔵置場等の許可の承継の承認の申請)

7 - 6

(1) 保税蔵置場等の被許可者についての相続、合併又は分割に伴い、保税蔵置場等の許可に基づく地位の承継の承認を受けようとする者が、システムを使用して、当該承認の申請を行う場合には、「保税地域許可承継承認申請業務」により、被相続人の氏名、合併後の法人等の名称、保税蔵置場等の名称等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

登記事項証明書の提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署名を行い、商業登記法第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信させることをもって、登記事項証明書の提出に代えさせることができる。なお、必要に応じて財団法人民事法務協会登記情報提供センターから登記事項証明に係る照会番号及び発行年月日を取得させ、これを送信させる。

(2) 保税担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

(保税工場の許可の申請)

7 - 7

(1) 保税工場の許可を受けようとする者が、システムを使用して、当該許可の申請を行う場合には、「保税工場許可申請業務」により、保税工場の名称、保税作業の種類等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

住民票の写しの提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署名を行い、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第三条第一項に基づき都道府県知事が作成した当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信させることをもって、住民票の写しの提出に代えさせることができる。

登記事項証明書の提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署名を行い、商業登記法第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信させることをもって、登記事項証明書の提出に代えさせることができる。なお、必要に応じて財団法人民事法務協会登記情報提供センターから登記事項証明に係る照会番号及び発行年月日を取得させ、これを送信させる。

(2) 保稅担当部門は、審査を行った上、許可する場合には、システムを通じて許可情報を登録するものとする。

(保稅展示場の許可の申請)

7 - 8

(1) 保稅展示場の許可を受けようとする者が、システムを使用して、当該許可の申請を行う場合には、「保稅展示場許可申請業務」により、保稅展示場の名称、施設の構造等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

住民票の写しの提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署名を行い、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第三条第一項に基づき都道府県知事が作成した当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信させることをもって、住民票の写しの提出に代えさせることができる。

登記事項証明書の提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署名を行い、商業登記法第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信させることをもって、登記事項証明書の提出に代えさせることができる。なお、必要に応じて財団法人民事法務協会登記情報提供センターから登記事項証明に係る照会番号及び発行年月日を取得させ、これを送信させる。

(2) 保稅担当部門は、審査を行った上、許可する場合には、システムを通じて許可情報を登録するものとする。

(総合保稅地域の許可の申請)

7 - 9

(1) 総合保稅地域の許可を受けようとする者が、システムを使用して、当該許可の申請を行う場合には、「総合保稅地域許可申請業務」により、総合保稅地域の名称、施設の構造等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

登記事項証明書の提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署名を行い、商業登記法第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信させることをもって、登記事項証明書の提出に代えさせることができる。なお、必要に応じて財団法人民事法務協会登記情報提供センターから登記事項証明に係る照会番号及び発行年月日を取得させ、これを送信させる。

(2) 保稅担当部門は、審査を行った上、許可する場合には、システムを通じて許可情報を登録するものとする。

(博覽会等の指定の承認の申請)

7 - 10

(1) 国際機関、外国の政府、地方公共団体、公益法人等が後援する博覽会等について、これらの者の開催する博覽会等に準ずるものとしての承認を受けようとする者が、システムを使用して、当該承認の申請を行う場合には、「博覽会等指定承認申請業務」により、博覽会等の名称、目的等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

登記事項証明書の提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署名を行い、商業登記法第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信させることをもって、登記事項証明書の提出に代えさせることができる。なお、必要に応じて財団法人民事法務協会登記情報提供センターから登記事項証明に係る照会番号及び発行年月日を取得させ、これを送信させる。

(2) 保税担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

( 保税蔵置場等の業務の再開の届出 )

7 - 11 保税蔵置場等の業務の休業の届出を行った者が、システムを使用して、当該業務の再開の届出を行う場合には、「保税地域業務再開届出業務」により、保税蔵置場等の名称、業務再開年月日等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

( 製造用原料品製造工場等の承認又は承認期間の更新の申請 )

7 - 12

(1) 製造用原料品製造工場又は輸出貨物製造用原料品製造工場（以下この章において「製造用原料品製造工場等」という。）の承認又は承認期間の更新を受けようとする者が、システムを使用して、当該承認又は当該更新の申請を行う場合には、「製造用原料品製造工場承認（更新）申請業務」により、製造工場の名称、所在地等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

住民票の写しの提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署名を行い、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第三条第一項に基づき都道府県知事が作成した当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信させることをもって、住民票の写しの提出に代えさせることができる。

登記事項証明書の提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署名を行い、商業登記法第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信させることをもって、登記事項証明書の提出に代えさせることができる。なお、必要に応じて財団法人民事法務協会登記情報提供センターから登記事項証明に係る照会番号及び発行年月日を取得させ、これを送信させる。

(2) 保税担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

( 製造用原料品製造工場等の承認内容の変更の届出 )

7 - 13 製造用原料品製造工場等の承認を受けた者が、システムを使用して、当該承認内容の変更の届出を行う場合には、「製造用原料品製造工場承認内容変更届出業務」により、変更する事項、変更の理由等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

( 製造用原料品製造工場等の廃業の届出 )

7 - 14 製造用原料品製造工場等の承認を受けた者が、システムを使用して、当該製造工

場の廃業の届出を行う場合には、「製造用原料品製造工場廃業届出業務」により、製造工場の名称、廃業の年月日等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

( 戻し税等に係る製造工場の承認の申請 )

7 - 15

- (1) 輸出貨物製造用原料品に係る戻し税等の適用を受けるため、製造工場の承認を受けようとする者が、システムを使用して、当該承認の申請を行う場合には、「戻し税等に係る製造工場承認申請業務」により、製造工場の名称、承認を受けようとする期間等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

住民票の写しの提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署名を行い、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第三条第一項に基づき都道府県知事が作成した当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信させることをもって、住民票の写しの提出に代えさせることができる。

登記事項証明書の提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署名を行い、商業登記法第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信させることをもって、登記事項証明書の提出に代えさせることができる。なお、必要に応じて財団法人民事法務協会登記情報提供センターから登記事項証明に係る照会番号及び発行年月日を取得させ、これを送信させる。

- (2) 保税担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

( 同時蔵置の特例の届出 )

7 - 16 保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域の被許可者が、システムを使用して、同時蔵置の特例の届出を行う場合には、「同時蔵置特例届出業務」により、保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域の名称、蔵置貨物の品名等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

( 同時蔵置の特例の変更の届出 )

7 - 17 保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域の被許可者が、システムを使用して、前項の届出内容の変更の届出を行う場合には、「同時蔵置特例変更届出業務」により、保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域の名称、変更の理由等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

( 保税蔵置場等の許可内容の変更の届出 )

7 - 18 保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域の被許可者が、システムを使用して、当該許可内容の変更の届出を行う場合には、「保税地域許可内容変更届出業務」により、保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域の名称、変更の内容等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

( 蔵置貨物の種類の変更の申請 )

7 - 19

- (1) 保税蔵置場又は総合保税地域の被許可者が、システムを使用して、蔵置貨物の種類

の変更の申請を行う場合には、「保税地域蔵置貨物種類変更申請業務」により、保税蔵置場又は総合保税地域の名称、変更しようとする貨物の種類等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

- (2) 保税担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

(製造用原料品製造工場等の所在地等の変更の申請)

7 - 20

- (1) 製造用原料品製造工場等の承認を受けた者が、システムを使用して、当該製造工場の所在地等承認内容の変更の申請を行う場合には、「製造用原料品製造工場所在地等変更申請業務」により、製造工場の名称、新所在地等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

- (2) 保税担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

(承認倉庫及び承認工場の承認の申請)

7 - 21

- (1) 地位協定特例法第 6 条の適用を受けた物品（次節及び第 3 節において「軍納品」という。）の手入、加工等をするための倉庫又は工場として承認を受けようとする者又は承認の内容を変更しようとする者が、システムを使用して、当該承認の申請又は承認の内容の変更の申請を行う場合には、「承認倉庫及び承認工場承認（変更）申請業務」により、倉庫又は工場の名称、所在地等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

- (2) 保税担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

(免税輸入資材等の製造工場の承認の申請)

7 - 22

- (1) 相互防衛援助協定特例法第 3 条に規定する工場の承認を受けようとする者又は承認の内容を変更しようとする者が、システムを使用して、当該承認の申請又は承認内容の変更の申請を行う場合には、「免税輸入資材等製造工場承認（変更）申請業務」により、工場の名称、所在地等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

- (2) 保税担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

(他所蔵置の許可期間の延長の申請)

- 7 - 23 外国貨物を保税地域以外の場所に置くことについての許可を受けた者が、システムを使用して、当該許可の期間の延長の申請を行う場合には、「他所蔵置許可期間延長申請業務」により、延長を必要とする期間、延長の事由等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(加工製造貨物の課税物件の確定時期の承認の申請)

7 - 24



(1) 保税展示場に入れられた外国貨物の課税物件の確定の時期に関し、展示、使用その他の理由により価値の減少があった製品について承認を受けようとする者が、システムを使用して、当該承認の申請を行う場合には、「加工製造貨物課税物件確定時期承認申請業務」により、貨物の品名、数量等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(2) 保税担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

(税関職員の派出の承認の申請)

7 - 25

(1) 保税蔵置場等の被許可者が、システムを使用して、税関職員の派出の申請を行う場合には、「税関職員派出申請業務」により、処理を受けようとする事務の種類、税関職員の数等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(2) 保税担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

(保税台帳の電磁的記録による保存の届出)

7 - 26 保税地域において外国貨物を管理する者が、システムを使用して、電磁的記録により保税台帳の保存を行う旨の届出を行う場合には、「保税台帳電磁的記録保存届出業務」により、届出者の名称、電子計算機システムの概要等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(被災による施設許可承認手数料の還付等の申請)

7 - 27

(1) 保税蔵置場等の被許可者又は製造用原料品製造工場等の承認を受けた者が、システムを使用して、被災による保税蔵置場等の許可手数料又は製造用原料品製造工場等の承認手数料の還付又は軽減若しくは免除(2)において「許可手数料等の還付等」という。)の申請を行う場合には、「被災による施設許可承認手数料還付等申請業務」により、施設の名称、手数料の納付額等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(2) 保税担当部門は、審査を行った上、許可手数料等の還付等を行う場合には、システムを通じてその旨を登録するものとする。

## 第8節 保税作業関係手続

(保税作業の開始の届出)

8 - 1 保税工場の被許可者が、システムを使用して、保税作業の開始の届出を行う場合には、「保税作業開始届出業務」により、保税作業の種類、期間等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(保税作業の終了の届出)

8 - 2 保税工場の被許可者が、システムを使用して、保税作業の終了の届出を行う場合には、「保税作業終了届出業務」により、保税作業によってできた貨物の品名、数量

等必要事項を入力し、送信することにより行わせるものとする。

( 保税工場以外の場所等における保税作業の許可の申請 )

8 - 3

(1) 保税工場及び総合保税地域以外の場所において保税作業をするため、外国貨物を当該場所に出すことについての許可を受けようとする者が、システムを使用して、当該許可の申請を行う場合には、「保税工場外作業許可申請業務」により、貨物の品名、場所等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(2) 保税担当部門は、審査を行った上、許可する場合には、システムを通じて許可情報を登録するものとする。

( 保税地域外における保税作業等の期間、場所の変更の申請 )

8 - 4 外国貨物を保税工場及び総合保税地域以外の場所に出すことの許可を受けた者又は外国貨物を保税展示場及び総合保税地域以外の場所で使用することの許可を受けた者が、システムを使用して、これらの許可の期間又は場所の変更の申請を行う場合には、「保税地域外作業等期間・場所変更申請業務」により、変更しようとする期間、場所等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

( 外国貨物の加工製造の報告 )

8 - 5 保税工場の被許可者で指定保税工場の指定を受けた者又は総合保税地域の被許可者が、システムを使用して、加工製造の報告を行う場合には、「外国貨物加工製造報告業務」により、原料品名、数量等必要事項を入力し、送信することにより行わせるものとする。

( 輸出貨物製造用原料品の製造の報告 )

8 - 6 輸出貨物製造用原料品製造工場の承認を受けた者が、システムを使用して、輸出貨物製造用原料品の製造の報告を行う場合には、「輸出貨物製造用原料品製造報告業務」により、製品の品名、数量等を入力し、送信することにより行わせるものとする。

( 課税原料品等輸出貨物の製造終了の報告 )

8 7 保税工場又は総合保税地域において課税原料品、未納税原料品又は輸入原料品（以下この項及び9 - 12において「課税原料品等」という。）を使用して輸出貨物を製造した場合において、当該製造の終了の報告を行おうとする者が、システムを使用して、当該報告を行う場合には、「課税原料品等輸出貨物製造終了報告業務」により、製造した製品の品名、数量等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

( 保税展示場の販売物品等の使用状況の報告 )

8 - 8 保税展示場の被許可者が、システムを使用して、保税展示場に入れられた外国貨物のうち販売又は消費される貨物等につき、その使用状況の報告を行う場合には、「保税展示場の販売貨物等使用状況報告業務」により、使用場所、使用状況等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

( 貨物総量管理の適用（更新）の申出 )

8 - 9 保税工場又は総合保税地域の被許可者が、システムを使用して、貨物の総量管理の適用（更新）の申出を行う場合には、「貨物総量管理適用（更新）申出業務」によ

り、適用を受けようとする期間、総量管理をしようとする原料品等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(貨物総量管理の適用工場の製造の報告)

8 - 10 貨物の総量管理の適用を受けた者が、システムを使用して、製造の報告を行う場合には、「貨物総量管理適用工場製造報告業務」により、原料品、数量等必要事項を入力し、送信することにより行わせるものとする。

(保稅作業に使用する貨物の種類の変更の申請)

8 - 11

(1) 保稅工場又は総合保稅地域の被許可者が、システムを使用して、保稅作業に使用する貨物の種類の変更の申請を行う場合には、「保稅作業貨物種類変更申請業務」により、保稅工場又は総合保稅地域の名称、変更しようとする貨物の種類等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(2) 保稅担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

(保稅作業の種類の変更の申請)

8 - 12

(1) 保稅工場又は総合保稅地域の被許可者が、システムを使用して、保稅作業の種類の変更の申請を行う場合には、「保稅作業種類変更申請業務」により、保稅工場等の名称、変更しようとする保稅作業の種類等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(2) 保稅担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

(製造用原料品等による製造の終了の届出)

8 - 13

(1) 製造用原料品製造工場等の承認を受けた者が、システムを使用して、製造用原料品又は輸出貨物製造用原料品(以下この章において「製造用原料品等」という。)による製造の終了の届出を行う場合には、「製造用原料品等製造終了届業務」により、製造した製品の品名、数量等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(2) (1)の届出を行った者が、手数料令第8条第1項第1号に該当する者である場合には、後記第6章の規定により、製造工場承認手数料を電子的に納付しなければならない。

(飼料製造用原料品による製造の終了の届出)

8 - 14

(1) 製造用原料品製造工場の承認を受けた者が、システムを使用して、飼料製造用原料品による製造の終了の届出を行う場合には、「飼料製造用原料品製造終了届業務」により、製造した製品の品名、数量等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(2) (1)の届出を行った者が、手数料令第8条第2項に該当する者である場合には、後

記第 6 章の規定により、製造工場承認手数料を電子的に納付しなければならない。

( 戻し税原料品貨物の製造の証明 )

- 8 - 15 関税の払戻しを受ける原料品を使用して製造した貨物を輸出する場合において、当該貨物の製造者又はそれ以外の者が、システムを使用して、当該貨物の製造の報告書又は証明書を提出する場合には、「戻し税原料品貨物製造報告(証明)業務」により、輸出貨物の品名、数量等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

( 軍納品の作業の着手の届出 )

- 8 - 16 地位協定特例法第 10 条に規定する承認を受けた倉庫又は工場(次項及び 9 - 7 において「承認倉庫等」という。)において、軍納品の手入れ又は作業をしようとする者が、システムを使用して、手入れ又は作業に着手することの届出を行う場合には、「軍納品作業(手入れ)着手届業務」により、品名、数量等必要事項をシステムに入力し、送信することにより、行わせるものとする。

( 軍納品の作業終了の申告 )

- 8 - 17 承認倉庫等において、軍納品の手入れ又は作業を行った者が、システムを使用して、手入れ又は作業が終了したことの届出を行う場合には、「軍納品作業(手入れ)終了申告業務」により、製品等の品名、数量等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

( 免税輸入資材等による加工等の終了の届出 )

- 8 - 18 相互防衛援助協定特例法第 3 条に規定する承認を受けた工場において、関税等の免除を受けて輸入した資材を加工、製造した者が、システムを使用して、加工、製造の終了の届出を行う場合には、「免税輸入資材等による加工等終了届出業務」により、製品及びその副産物の品名、数量等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

( 保税工場等におけるみかんかん詰製造の確認 )

- 8 - 19 保税工場又は総合保税地域において製造されたみかんかん詰に係る打落かん、端かん等について輸入(納税)申告をしようとする者が、システムを使用して、当該みかんかん詰製造年度における製造期間中の製造実績の確認を受ける場合には、「保税みかんかん詰製造報告業務」により、製品の品名、数量等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

( 製造歩留の届出 )

- 8 - 20 保税工場、総合保税地域又は承認工場において、製造品種の追加、製造工程等の作業内容を変更しようとする者が、システムを使用して、当該変更の届出をする場合には、「製造歩留届出業務」により、使用原料品の品名、製造工程等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

( 指定保税地域における貨物取扱いの許可の申請 )

8 - 21

- (1) 指定保税地域において、外国貨物又は輸出しようとする貨物(航空運送貨物に限る。)につき、見本の展示、簡単な加工等を行おうとする者が、システムを使用して、

これらの行為を行うことの許可の申請を行う場合には、「指定保税地域貨物取扱許可申請業務」により、行為の種類、品名等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(2) 保税担当部門は、審査を行った上、許可する場合には、システムを通じて許可情報を登録するものとする。

(保税蔵置場における貨物取扱いの許可の申請)

8 - 22

(1) 保税蔵置場において、外国貨物又は輸出しようとする貨物（航空運送貨物に限る。）につき、見本の展示、簡単な加工等を行おうとする者が、システムを使用して、これらの行為を行うことの許可の申請を行う場合には、「保税蔵置場貨物取扱許可申請業務」により、行為の種類、品名等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(2) 保税担当部門は、審査を行った上、許可する場合には、システムを通じて許可情報を登録するものとする。

## 第9節 搬出入等関係手続

(外国貨物の蔵置期間延長の承認の申請)

9 - 1

(1) 保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域に外国貨物を置くことの承認を受けた者が、システムを使用して、外国貨物を置くことができる期間の延長の承認の申請を行う場合には、「外国貨物蔵置期間延長承認申請業務」により、貨物の品名、当初蔵入承認年月日等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(2) 保税担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

(未承認貨物の蔵置期間の延長の承認の申請)

9 - 2

(1) 保税蔵置場に外国貨物を入れた者が、システムを使用して、外国貨物を置くことの承認を受けずに置くことができる期間の延長の承認の申請を行う場合には、「未承認貨物蔵置期間延長申請業務」により、貨物の品名、延長を必要とする期間等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(2) 保税担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

(保税地域外における貨物の使用の許可の申請)

9 - 3

(1) 保税展示場及び総合保税地域以外の場所において外国貨物を使用することについて許可を受けようとする者が、システムを使用して、当該許可の申請を行う場合には、「保税地域外貨物使用許可申請業務」により、使用期間、場所等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(2) 保税担当部門は、審査を行った上、許可する場合には、システムを通じて許可情報を登録するものとする。

(販売用貨物等の搬入の届出)

9 - 4 総合保税地域において販売又は消費される貨物等を総合保税地域に入れようとする者が、システムを使用して、当該届出を行う場合には、「販売用貨物等搬入届出業務」により、品名、数量等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(難破貨物等の運送の承認の申請)

9 - 5

(1) 難破貨物、航行の自由を失った船舶若しくは航空機に積まれていた貨物又は仮に陸揚げされた貨物である外国貨物(次項において「難破貨物等」という。)を運送しようとする者が、システムを使用して、当該運送の承認の申請を行う場合には、「難破貨物運送承認申請業務」により、発送場所、運送先等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(2) 保税担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

(難破貨物等の運送期間の延長の承認の申請)

9 - 6

(1) 難破貨物等の運送の承認を受けた者が、システムを使用して、運送期間の延長の承認の申請を行う場合には、「難破貨物運送期間延長承認申請業務」により、延長を要する期間、延長の理由等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(2) 保税担当部門は、審査を行った上、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

(軍納品、製品等、副産物の搬出入の届出)

9 - 7 軍納品、製品等又はその副産物を承認倉庫等に搬出入しようとする者が、システムを使用して、その届出を行う場合には、「軍納品、製品等、副産物搬出入届出業務」により、品名、搬出入年月日等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(製造用原料品等の滅却の承認の申請)

9 - 8

(1) 製造用原料品製造工場等の承認を受けた者が、システムを使用して、原料品の滅却の承認の申請を行う場合には、「製造用原料品滅却承認申請業務」により、品名、滅却の場所、事由等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(2) 保税担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

(船機用品の保税地域への戻入の届出)

9 - 9 船用品又は機用品を本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機に積み込むこと

について承認を受けた者が、システムを使用して、当該船用品等を指定された期間に積み込むことなく保税地域に搬入したことについての届出を行う場合には、「船機用品戻入届出業務」により、船用品等の品名、保税地域に入れられた年月日等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(内外貨混合使用の承認の申請)

9 - 10

(1) 保税工場又は総合保税地域の被許可者が、システムを使用して、外国貨物と内国貨物とを混じて使用することの承認の申請を行う場合には、「内外貨混合使用承認申請業務」により、外国貨物及び内国貨物の品名、品質等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(2) 保税担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

(製造用原料品等の混合使用の承認の申請)

9 - 11

(1) 製造用原料品等の関税の軽減又は免除を受けた者が、システムを使用して、関税の軽減又は免除を受けた製造用原料品等にこれと同種の他の原料品を混じて使用することの承認の申請を行う場合には、「製造用原料品等混合使用承認申請業務」により、品名、数量等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(2) 保税担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

(戻し税原料品の搬入の承認の申請)

9 - 12

(1) 課税原料品等を使用して輸出貨物を製造しようとする者が、システムを使用して、課税原料品等を保税工場又は総合保税地域に入れることの承認の申請を行う場合には、「課税原料品等搬入承認申請業務」により、品名、数量等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(2) 保税担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

(外国貨物の減却の承認の申請等)

9 - 13

(1) 外国貨物を減却又は廃棄しようとする者が、システムを使用して、当該減却の承認の申請又は当該廃棄の届出を行う場合には、「減却(廃棄)承認申請(保税蔵置場等)業務」により、品名、減却又は廃棄の場所等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(2) 保税担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

(外国貨物の包括減却の承認の申請)

9 - 14

(1) 外国貨物の減却の承認を包括して申請しようとする者が、システムを使用して、当

該申請を行う場合には、「外国貨物の包括滅却承認申請業務」により、品名、滅却の場所等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(2) 保税担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

(製造用原料品等の亡失の届出)

9 - 15 製造用原料品製造工場等の承認を受けた者が、システムを使用して製造用原料品等又はその製品の亡失の届出を行う場合には、「製造用原料品等亡失届出業務」により、品名、数量等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(減免税外貨等の亡失の届出)

9 - 16 免税コンテナ等又は免税部分品（以下この節及び次節において「免税コンテナ等」という。）を亡失した者が、システムを使用して、亡失の届出を行う場合には、「減免税外貨等亡失届出（免税コンテナ等）業務」により、品名、亡失の年月日等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(外国貨物の亡失の届出)

9 - 17 外国貨物を亡失した者が、システムを使用して、当該外国貨物の亡失の届出を行う場合には、「外国貨物亡失届出業務」により、品名、亡失の年月日等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(製造用原料品等の譲渡の届出)

9 - 18 製造用原料品製造工場等の承認を受けた者が、システムを使用して、製造用原料品等を他の承認工場に譲渡することの届出を行う場合には、「製造用原料品等譲渡届出業務」により、品名、数量等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(製造用原料品等の用途外使用の承認の申請)

9 - 19

(1) 製造用原料品等、免税コンテナ等を用途外に使用しようとする者が、システムを使用して、その承認の申請を行う場合には、「用途外使用承認申請（製造用原料品等）業務」により、品名、数量等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(2) 保税担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

(保税工場外作業場におけるさ細な副産物の引取の願出)

9 - 20 保税工場外又は総合保税地域外において保税作業を行った者が、システムを使用して、保税作業において発生したさ細な副産物の引取りの願出を行う場合には、「保税工場外場作業さ細な副産物引取願業務」により、保税工場の名称、副産物の品名等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(保税作業におけるさ細な副産物の引取の願出)

9 - 21 保税工場又は総合保税地域において保税作業を行った者が、システムを使用して、保税作業において発生したさ細な副産物の引取りの願出を行う場合には、「保税作業



による「細な副産物引取願業務」により、保税工場の名称、副産物の品名等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

( 軍納品等の滅失の承認の申請 )

9 - 22

(1) 軍納品が天災等により滅失し、その関税の免除の承認を受けようとする者が、システムを使用して、当該承認の申請を行う場合には、「軍納品等滅失承認申請業務」により、滅失した物品の品名、数量等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(2) 保税担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

( 保税工場外作業の許可を受けた場所への直接搬入願 )

9 - 23 保税作業の原料として使用する貨物を保税工場外作業の許可を受けた場所に直接搬入しようとする者が、システムを使用して、直接搬入することの願書を提出する場合には、「保税工場外作業場直接搬入願業務」により、原料品の品名、数量等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

( 保税工場外作業場における積戻し願 )

9 - 24 保税工場外作業場においてできた製品を当該保税工場外作業場において積戻し申告を行おうとする者が、システムを使用して、当該保税工場外作業場において積戻し申告を行うことの願書を提出する場合には、「保税工場外作業場積戻し願業務」により、製品の品名、数量等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

( 内貨原料品に係る確認 )

9 - 25 保税工場又は総合保税地域において、内貨原料品により製造された製品を輸出する場合において、当該製品の輸入の際における免税の適用を受けるため輸出の確認を受けようとする者が、システムを使用して、当該確認の申請を行う場合には、「内貨原料品に係る確認申請業務」により、品名、数量等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

( 違約品等の保税地域搬入の届出 )

9 - 26 定率令第 56 条第 1 項及び第 2 項、第 56 条の 3 並びに第 56 条の 4 に規定する違約品等の保税地域への搬入の届出を行おうとする者が、システムを使用して、当該届出を行う場合には、「違約品等保税地域搬入届業務」により、品名、数量等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

( 見本の一時持出しの許可の申請 )

9 - 27

(1) 保税地域にある外国貨物（航空運送貨物に限る。）を見本として一時持ち出そうとする者が、システムを使用して、一時持出しの許可の申請を行う場合には、「見本持出許可申請業務」により、品名、一時持出の期間等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(2) 保税担当部門は、審査を行った上、許可する場合には、システムを通じて許可情報

を登録するものとする。

( 他所蔵置貨物に係る見本の一時持出しの許可の申請 )

9 - 28

- (1) 税関長の許可を受けた保税地域以外の場所にある外国貨物（航空運送貨物に限る。）を見本として一時持ち出そうとする者が、システムを使用して、一時持出しの許可の申請を行う場合には、「他所蔵置貨物見本持出許可申請業務」により、貨物の品名、一時持出の期間等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。
- (2) 保税担当部門は、審査を行った上、許可する場合には、システムを通じて許可情報を登録するものとする。

( 見本の一時持出（包括）の許可の申請 )

9 - 29

- (1) 見本の一時持出しの許可を包括して申請しようとする者が、システムを使用して、当該申請を行う場合には、「見本一時持出（包括）許可申請業務」により、品名、数量等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。
- (2) 保税担当部門は、審査を行った上、許可する場合には、システムを通じて許可情報を登録するものとする。

( 外国貨物の廃棄の届出 )

- 9 - 30 保税地域にある外国貨物を廃棄しようとする者が、システムを使用して、廃棄の届出を行う場合には、「外国貨物廃棄届出業務」により、品名、廃棄の事由等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

( 他所蔵置貨物の廃棄の届出 )

- 9 - 31 税関長の許可を受けた保税地域以外の場所にある外国貨物を廃棄しようとする者が、システムを使用して、廃棄の届出を行う場合には、「他所蔵置許可済外国貨物廃棄届出業務」により、品名、廃棄の事由等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

( 保税運送の期間延長の承認の申請 )

9 - 32

- (1) 保税運送の承認を受けた者が、システムを使用して、運送期間の延長の承認の申請を行う場合には、「保税運送期間延長承認申請業務」により、延長を必要とする期間、事由等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。
- (2) 保税担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

( 製造用原料品の変質・損傷による減税の申請 )

9 - 33

- (1) 製造用原料品等の用途外使用又は用途外使用のための譲渡の承認を受けた者が、システムを使用して、変質、損傷その他やむを得ない理由による価値の減少があった原料品についての関税の軽減の申請を行う場合には、「変質・損傷減税申請（製造用原料品等）業務」により、変質又は損傷の原因、関税の軽減を受けようとする額等必要

事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

- (2) 保税担当部門は、審査を行った上、関税の軽減を行う場合には、システムを通じてその旨を登録するものとする。

(輸出貨物製造用原料品の免税等の承認の申請)

9 - 34

- (1) 定率令第 47 条第 1 項の表第 8 号に掲げる輸出貨物製造用原料品の減税又は免税の承認を受けようとする者が、システムを使用して、当該減税又は免税の承認の申請を行う場合には、「輸出貨物製造用原料品免税等承認申請業務」により、品名、数量等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

- (2) 保税担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

## 第 10 節 コンテナ関係手続

(免税コンテナの国内運送の届出)

- 10 - 1 免税コンテナを国内運送の用に供しようとする者が、システムを使用して、その旨の届出を行う場合には、「免税コンテナ国内運送届出業務」により、運送期間、運送の経路等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(TIRカルネ保証団体の認可の申請)

10 - 2

- (1) 保証団体の認可申請を行おうとする者が、システムを使用して、当該申請を行う場合には、「保証団体認可申請(TIRカルネ等)業務」により、住所、電話番号等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

登記事項証明書の提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署名を行い、商業登記法第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信させることをもって、登記事項証明書の提出に代えさせることができる。なお、必要に応じて財団法人民事法務協会登記情報提供センターから登記事項証明に係る照会番号及び発行年月日を取得させ、これを送信させる。

- (2) 関税局監視課は、審査を行った上、認可する場合には、システムを通じて認可情報を登録するものとする。

(TIRカルネ保証契約の締結の届出)

- 10 - 3 保証団体が、システムを使用して、国際団体との間に関税及び内国消費税に関する保証契約を締結した旨の届出を行う場合には、「保証契約締結届出(TIRカルネ等)業務」により、住所、電話番号等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(TIRカルネ保証団体の廃止の届出)

- 10 - 4 保証団体が、システムを使用して、その業務の廃止の届出を行う場合には、「保証団体廃止届出(TIRカルネ等)業務」により、業務廃止年月日、理由等必要事項

をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

( 免税部分品の使用の届出 )

10 - 5 免税部分品を免税コンテナの修理の用に供した者が、システムを使用して、免税部分品の使用の届出を行う場合には、「免税コンテナ修理届出業務」により、修理した免税コンテナの種類、修理の内容等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

( 免税コンテナの再輸出期間の延長の承認の申請 )

10 - 6

(1) 免税コンテナを輸入した者が、システムを使用して、再輸出期間の延長承認の申請を行う場合には、「免税コンテナ再輸出期間延長承認申請業務」により、免税コンテナの種類、輸出の予定時期等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(2) 保税担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

( 国産コンテナ等の表示の確認の申請 )

10 - 7 国産コンテナ等である旨の確認を受けようとする者が、システムを使用して、当該確認の申請を行う場合には、「国産コンテナ等確認申請業務」により、コンテナの種類、製造者の氏名等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

( 国産コンテナ等の確認証紙の貼付事績の報告 )

10 - 8 国産コンテナ等である旨の確認を受けた者が、システムを使用して、確認証紙の貼付け事績の報告を行う場合には、「国産コンテナ等確認証紙貼付事績報告業務」により、コンテナの種類、確認番号等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

( 免税コンテナ等の滅却の承認の申請 )

10 - 9

(1) 免税コンテナ等を滅却しようとする者が、システムを使用して、滅却の承認の申請を行う場合には、「免税コンテナ等滅却承認申請業務」により、滅却の場所、滅却の方法等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(2) 保税担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

( 免税コンテナ差押の届出 )

10 - 10 免税コンテナの差押えを受けた者が、システムを使用して、その届出を行う場合には、「免税コンテナ差押届出業務」により、差押えを受けた年月日、理由等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

( 国産コンテナの製造の証明 )

10 - 11 国産コンテナ等である旨の確認を受けようとする者が、システムを使用して、国産コンテナであることの証明を行う場合には、「国産コンテナ製造証明業務」により、コンテナの種類、数量等必要事項をシステムに入力し、送信することによ

り行わせるものとする。

(コンテナの承認の申請)

10 - 12

- (1) 製造後のコンテナにつき承認を受けようとする者が、システムを使用して、当該承認の申請を行う場合には、「コンテナ個別承認申請業務」により、コンテナの種類、型式、記号及び番号等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。
- (2) 保税担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。
- (3) (2)の規定によるコンテナの承認情報の登録は、コンテナの承認手数料の納付があるまでは、システムにより一時保留されることとなるので、(1)の申請を行った者は、後記第6章の規定により、その手数料を電子的に納付しなければならない。

(コンテナの設計型式による承認の申請)

10 - 13

- (1) 本邦において製造するコンテナにつき設計型式による承認を受けようとする者が、システムを使用して、当該承認の申請を行う場合には、「コンテナ型式承認申請業務」により、コンテナの種類、型式、記号及び番号等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。
- (2) 保税担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。
- (3) (2)の規定によるコンテナの設計型式による承認情報の登録は、コンテナの設計型式による承認手数料の納付があるまでは、システムにより一時保留されることとなるので、(1)の申請を行った者は、後記第6章の規定により、その手数料を電子的に納付しなければならない。

(コンテナ型式承認板の帳簿記載事項の報告)

- 10 - 14 本邦で製造するコンテナにつき型式承認を受けた者が、システムを使用して、当該コンテナの承認板の取付けに係る帳簿の記載事項につき報告を行う場合には、「コンテナ型式承認板帳簿記載事項報告業務」により、コンテナに承認板を取り付けた年月日、コンテナの製造番号等必要事項を入力し、送信することにより行わせるものとする。

(冷凍コンテナの冷凍ユニット代替取付の願出)

- 10 - 15 冷凍コンテナの管理者等が、システムを使用して、冷凍コンテナのユニットを交換することについての願書を提出する場合には、「冷凍コンテナユニット代替取付願業務」により、コンテナの製造番号、冷凍ユニットの機種等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(免税コンテナの記帳事務所の報告)

- 10 - 16 免税コンテナ等の管理者が、システムを使用して、免税コンテナの管理、運用等に関する帳簿を備え付けた事務所の報告を行う場合には、「免税コンテナ記帳事務所報告業務」により、記帳事務所の名称、所在地等必要事項をシステムに入力し、

送信することにより行わせるものとする。

( 免税コンテナ等の変質・損傷による減税の申請 )

- 10 - 17 免税コンテナ等の用途外使用等により輸入税を納付しなければならない者が、システムを使用して、免税コンテナ等の変質、損傷等による価値の減少に伴う輸入税の減税の申請を行う場合には、「免税コンテナ等変質損傷減税申請業務」により、変質の原因、程度等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

## 第 11 節 自由貿易地域等関係手続

( 特定販売物品小売業者の承認の申請 )

11 - 1

- (1) 暫定法第 10 条の 4 ( 沖縄県から出域をする旅客の携帯品に係る関税の免除 ) の規定による小売業者の承認を受けようとする者が、システムを使用して、当該承認の申請を行う場合には、「特定販売物品小売業者承認申請業務」により、申請者の氏名、販売場の名称等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。
- (2) 保税担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

( 特定販売物品小売業者の承認内容変更の届出 )

- 11 - 2 前項に規定する承認を受けた小売業者が、システムを使用して、当該承認内容の変更の届出を行う場合には、「特定販売物品小売業者承認内容変更届出業務」により、販売場の名称、変更の理由等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせることとする。

( 自由貿易地域における内国貨物の展示の届出 )

- 11 - 3 自由貿易地域又は特別自由貿易地域内で指定保税地域とみなされる施設のうち、貨物の展示を目的として区画した部分において輸出入に関係のない内国貨物の展示を行おうとする者が、システムを使用して、その届出を行う場合には、「自由貿易地域内国貨物展示届出業務」により、利用者の名称、展示会の名称等必要事項を入力し、送信することにより行わせるものとする。

( 自由貿易地域における展示物品の小売販売の届出 )

- 11 - 4 自由貿易地域又は特別自由貿易地域内で指定保税地域とみなされる施設のうち、貨物の展示を目的として区画した部分において展示物品と同種の物品の小売販売を行おうとする者が、システムを使用して、その届出を行う場合には、「自由貿易地域展示物品小売販売届出業務」により、品名、数量、小売販売場所等必要事項を入力し、送信することにより行わせるものとする。

## 第 12 節 その他の保税関係手続

( 収容貨物の解除の承認の申請 )

12 - 1

- (1) 収容された貨物についてその解除を受けようとする者が、システムを使用して、当該承認の申請を行う場合には、「収容貨物解除承認申請業務」により、貨物の品名、数量等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。
- (2) 保税担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。
- (3) (2)の規定による収容解除の承認情報の登録は、収容に要した費用及び収容課金の納付があるまでは、システムにより一時保留されることとなるので、(1)の申請を行った者は、後記第6章の規定により、当該収容に要した費用等を電子的に納付しなければならない。

(収容貨物の見積書の提出)

- 12 2 税関が収容貨物を随意契約により売却する場合において、当該貨物に係る見積書を提出しようとする者が、システムを使用して、当該見積書を提出する場合には、「収容貨物(随意契約)見積書提出業務」により、申請者名、申請者住所等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(装置等の認定の申請)

12 - 3

- (1) 日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定(昭和53年条約第8号)第2条に規定する区域(以下この節において「共同開発区域」という。)において、天然資源を探查、採掘するために必要な貨物を保税地域から共同開発地域に搬出する際、当該貨物が装置、資材(以下この節において「装置等」という。)に該当するか認定を受けようとする操業管理者が、システムを使用して、当該認定の申請を行う場合には、「装置等認定申請業務」により、品名、個数等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。
- (2) 保税担当部門は、審査を行った上、認定する場合には、その旨を登録するものとする。

(装置等の搬出の届出)

- 12 - 4 共同開発区域において、天然資源を探查、採掘するために必要な装置等を共同開発区域から本邦に向け搬出しようとする操業管理者が、システムを使用して、搬出の届出を行う場合には、「装置等搬出届業務」により、搬出先、搬出年月日等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(装置等の使用状況の報告)

- 12 - 5 共同開発区域に搬入された装置等について、その使用状況の報告を行おうとする操業管理者が、システムを使用して、当該報告を行う場合には、「装置等使用状況報告業務」により、搬入年月日、使用状況等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

2. 第3節中4の3 - 2を4の4 - 2とし、4の3 - 1を4の4 - 1とし、第4節の3を第4節の4とし、同節の次に次の3節を加える。

## 第4節の5 減免税貨物等関係手続

(特定用途免税貨物使用場所の変更の届出)

4の5-1 特定用途免税の適用を受けた者が、システムを使用して、当該貨物の使用場所の変更の届出を行う場合には、「特定用途免税貨物使用場所変更届出業務」により、使用していた場所、変更を必要とする理由等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(減免税貨物等使用状況の報告)

4の5-2 特定用途免税等の適用を受けた物品の使用者が、システムを使用して、当該貨物の使用状況の報告を行う場合には、「減免税貨物等使用状況報告業務」により、申請者名、使用状況報告の種別等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(軽減税率適用貨物等の業務の報告)

4の5-3 暫定法第8条の9の規定により軽減税率の適用を受けた貨物について、暫定令第35条第6項、第8項、第11項、第13項又は第15項に規定する者が、システムを使用して、これらの規定に定める報告を行う場合には、「軽減税率適用貨物等業務報告業務」により、申請者名、業務報告の種別等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(減免税貨物の滅却等の承認の申請)

4の5-4

(1) 関税の軽減若しくは免除を受け、又は軽減税率の適用を受けた者が、システムを使用して、その軽減若しくは免除を受け、又は軽減税率の適用を受けた貨物について滅却又は廃棄の承認の申請を行う場合には、「滅却(廃棄)承認申請(減免税貨物)業務」により、滅却又は廃棄の方法、その理由等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(2) 申請に際して、輸入許可書又はこれに代わる税関の証明書については、システムによる申請の後、別途申請先の税関に提出させるものとする。

(3) 廃棄を行う場合には、廃棄することがやむを得ないものであることを証する書類を添付させるものとし、当該書類をデータにより添付をする場合には、必要事項を入力したファイルを添付させるものとし、データにより添付できない書面については、システムによる申請の後、別途申請先の税関に提出させるものとする。

(4) 統括調査官(減免還付部門担当)(統括調査官が置かれていない官署にあっては、これに代わる者としてあらかじめ指定された者。以下この節において「統括官等」という。)は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

(減免税物品の滅却の届出)

4の5-5 暫定法第4条の規定により関税の免除を受け、又は暫定法第8条の9の規定により軽減税率の適用を受けた貨物を使用する者が、システムを使用して、当該物品の滅却



の届出を行う場合には、「減免税物品滅却届出業務」により、当該貨物の置かれている場所、滅却の方法及び理由等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(再輸出貨物等の減免税貨物等の亡失の届出)

4の5 - 6

(1) 関税の軽減若しくは免除を受け、又は軽減税率の適用を受けた者が、システムを使用して、その軽減若しくは免除を受け、又は軽減税率の適用を受けた貨物について亡失の届出を行う場合には、「減免税外貨等亡失届出(再輸出貨物等)業務」により、適用法令、亡失の理由等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(2) 届出を行う場合には、亡失地を所轄する警察官署、消防官署その他の公的機関の災害等についての証明書を、システムによる申請の後、別途申請先の税関に提出させるものとする。

(軽減税率適用貨物の譲渡の届出)

4の5 - 7 定率法第20条の2の規定により、軽減税率の適用を受けた貨物を使用する者が、システムを使用して、当該貨物の譲渡の届出を行う場合には、「軽減税率適用貨物譲渡届出業務」により、譲受人名、当該貨物が置かれている場所等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(特定用途免税貨物の譲渡の届出)

4の5 - 8 特定用途免税の適用を受けた貨物を使用する者が、システムを使用して、当該貨物の譲渡の届出を行う場合には、「特定用途免税貨物譲渡届出業務」により、譲受人名、譲渡後における当該貨物の使用場所等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(特定用途免税貨物等の用途外使用の届出)

4の5 - 9 特定用途免税又は再輸出免税の適用を受けた者が、システムを使用して、特定用途免税の適用を受けた貨物又は再輸出免税の適用を受けた貨物について用途外使用の届出を行う場合には、「特定用途免税貨物等用途外使用届出業務」により、変質(損傷)の原因、関税の軽減を受けようとする額及び計算の基礎等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(減免税貨物の転用の確認の申請)

4の5 - 10 減免税の適用を受けた者が、システムを使用して、当該用途以外の用途に使用又は譲渡するための確認の申請を行う場合には、「減免税貨物転用確認申請業務」により、適用を受けた減免税規定、新たに供しようとする用途等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(再輸出免税貨物等の変質・損傷の減税の申請)

4の5 - 11

(1) 再輸出免税貨物等を用途外使用した者が、システムを使用して、用途外使用した貨物について、変質、損傷その他やむを得ない理由による価値の減少があった場合の関税の軽減の申請を行う場合には、「変質・損傷減税申請(再輸出免税貨物等)業務」により、

減税条項該当申告区分、変質・損傷の原因等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(2) 具体的減税要求額の証明として、保険会社の調査資料等を、データにより添付をする場合には、必要事項を入力したファイルを添付するものとし、データにより添付できない書面については、システムによる申請の後、別途申請先の税関に提出させるものとする。

(3) 統括官等は、審査を行った上、関税の軽減を行う場合には、システムを通じてその旨を登録するものとする。

(特定用途貨物の用途外使用の変質等の減税の申請)

#### 4の5 - 12

(1) 特定用途免税の適用を受けた者が、システムを使用して、当該貨物を用途外使用する際に、変質又は損傷による減税の申請を行う場合には、「特定用途貨物用途外使用変質等減税申請業務」により、変質又は損傷の原因、関税の軽減を受けようとする額及び計算の基礎等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(2) 統括官等は、審査を行った上、関税の軽減を行う場合には、システムを通じてその旨を登録するものとする。

(外交官用貨物等の減税の申請)

#### 4の5 - 13

(1) 外交官免税貨物等を用途外使用しようとする者が、システムを使用して、用途外使用しようとする貨物について、使用による減耗その他の事由による価値の減少があった場合の関税の軽減の申請を行う場合には、「外交官用貨物等減税申請業務」により、申請者名、減耗その他の損傷の概要等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(2) 統括官等は、審査を行った上、関税の軽減を行う場合には、システムを通じてその旨を登録するものとする。

(用途外使用に該当しない用途の使用の届出)

4の5 - 14 特定用途免税等の適用を受けた者が、システムを使用して、用途外使用に該当しない用途の使用の届出を行う場合には、「用途外使用に該当しない用途の使用届出業務」により、関税の軽減又は免除を受けた用途及び使用場所、用途外使用に該当しない用途及びその理由等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(航空機部分品等の用途外使用等の承認の申請)

#### 4の5 - 15

(1) 関税の免税を受け、又は軽減税率の適用を受けた者が、システムを使用して、その免除を受け、又は軽減税率の適用を受けた貨物について用途外使用の承認の申請を行う場合には、「用途外使用等承認申請(航空機部分品等)業務」により、適用法令、承認を受けようとする理由等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(2) 統括官等は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

(被災貨物等の関税の払い戻しの申請)

4の5 - 16

- (1) 輸入者が、システムを使用して、災害その他やむを得ない理由により、滅失又は変質若しくは損傷した貨物に係る関税の払戻しの申請を行う場合には、「被災貨物関税払戻申請業務」により、輸入の許可の年月日及び番号、災害等のやんだ日等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。
- (2) 申請に当たっては、次の書類を添付するものとし、データにより添付をする場合には、必要事項を入力したファイルを添付するものとし、データにより添付できない書面については、システムによる申請の後、別途申請先の税関に提出させるものとする。
  - イ．定率令第3条の2第1項に規定する被災貨物の届出に係る確認書（被災貨物届出書（税関様式T第1020号））
  - ロ．当該払戻しに係る貨物についての輸入許可書又はこれに代わる税関の証明書
- (3) 統括官等は、審査を行った上、関税の払い戻しを行う場合には、システムを通じてその旨を登録するものとする。

(共同利用施設の確認の申請)

4の5 - 17 軽減税率の適用を受けようとする者が、システムを使用して、暫定令第3条第2項に規定する共同利用施設であることの確認の申請を行う場合は、「共同利用施設確認申請業務」により、施設の名称、所在地等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

#### 第4節の6 農林漁業用重油等関係手続

(農林漁業用重油等の振替の承認の申請)

4の6 - 1

- (1) 無税重油等を供給しようとする者が、システムを使用して、他の重油等と無税重油との振替の承認の申請を行う場合には、「農林漁業用重油等振替承認申請業務」により、振替を必要とする理由、振替をしようとする無税重油等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。
- (2) 統括調査官（減免還付部門担当）（統括調査官が置かれていない官署にあっては、これに代わるものとしてあらかじめ指定された者。）は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

#### 第4節の7 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律関係手続

(小規模企業製造用原材料品等の亡失の届出)

4の7 - 1

- (1) 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和46年法律第129号。以下「沖特法」という。）第83条の規定により関税の軽減又は免除を受けた者が、システムを使用して、当該軽減又は免除を受けた原料品又は発電用石油について、災害その他やむを得な

い理由による亡失の届出を行う場合には、「小規模企業製造用原料品等亡失届出業務」により、品名、数量等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

- (2) 亡失の届出の申請時に、亡失地を所轄する警察官署その他の公的機関の災害等についての証明書を添付する場合において、データにより添付できるときは当該データを添付するものとし、データにより添付できない書面については、システムによる申請の後、別途申請先の税関に提出するものとする。

(小規模企業製造用原料品等の減却の承認の申請)

#### 4の7-2

- (1) 沖特法第 83 条の規定により関税の軽減又は免除を受けた者が、システムを使用して、政令に定めるものの製造に使用される原料品又は発電用石油を、災害その他やむを得ない理由による減却の承認の申請を行う場合には、「小規模企業製造用原料品等減却承認申請業務」により、品名、数量等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。
- (2) 統括調査官（統括調査官が置かれていない官署にあっては、これに代わるものとしてあらかじめ指定した者。以下この節において同じ。）は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

(製造用原料品等の用途外使用の承認の申請)

#### 4の7-3

- (1) 沖特法第 83 条の規定により関税の軽減又は免除を受けた者が、システムを使用して、用途外使用の承認の申請を行う場合には、「用途外使用承認申請（製造用原料品等）業務」により、関税の軽減又は免除を受けた用途、承認を受けようとする理由等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。
- (2) 統括調査官は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

(製造用原料品等の減却の承認の申請)

#### 4の7-4

- (1) 沖特法第 83 条の規定により関税の軽減又は免除を受けた者が、システムを使用して、災害その他やむを得ない理由により当該貨物の減却の承認の申請を行う場合には、「製造用原料品等減却承認申請業務」により、減却の方法、減却の事由等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。
- (2) 統括調査官は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

(製造用原料品等の変質・損傷の減税の申請)

#### 4の7-5

- (1) 沖特法第 83 条の規定により関税の軽減又は免除を受けた貨物を用途外使用した者が、システムを使用して、用途外使用した貨物について変質、損傷その他やむを得ない理由による価値の減少があった場合の関税の軽減の申請を行う場合には、「変質・損傷減税申請（製造用原料品等）業務」により、変質・損傷の原因、関税の軽減を受けようとする

る額等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(2) 具体的減税要求額の証明として、保険会社の調査資料等を、データにより添付する場合には、必要事項を入力したファイルを添付するものとし、データにより添付できない書面については、システムによる申請の後、別途申請先の税関に提出するものとする。

(3) 統括調査官は、審査を行った上、関税の軽減を行う場合には、システムを通じてその旨を登録するものとする。

(用途外使用とされない用途の承認申請)

#### 4の7-6

(1) 沖特法第 83 条の規定により関税の軽減又は免除を受けた貨物を当該軽減又は免除の適用を受けた用途以外の用途に使用しようとする者が、システムを使用して、当該用途が用途外とされない用途であることの承認の申請を行う場合には、「用途外使用とされない用途の承認申請業務」により、申請者名、申請者住所等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(2) 統括調査官は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

(製造用原料品等の亡失の届出)

#### 4の7-7

(1) 沖特法第 83 条により関税の軽減又は免除を受けた者が、システムを使用して、その軽減又は免除を受けた貨物について亡失の届出を行う場合には、「製造用原料品等亡失届出業務」により、当該原料品の輸入許可書の番号、亡失した理由等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(2) 届出を行う場合には、亡失地を所轄する警察官署、消防官署その他の公的機関の災害等についての証明書を、システムによる申請の後、別途申請先の税関に提出させるものとする。

(発電事業場承認内容変更届)

4の7-8 沖特法第 83 条の規定により関税の免除を受けた者が、システムを使用して、発電事業場の承認内容を変更する届出を行う場合には、「発電事業場承認内容変更届業務」により、申請者名、申請者住所等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

3. 第3章第4節の2の次に次の1節を加える。

### 第4節の3 評価関係手続

(輸入貨物の評価(包括)申告書の提出)

4の3-1 輸入者が、システムを使用して、輸入貨物評価(包括)申告書を提出する場合には、「輸入貨物評価(包括)申告業務」又は「輸入貨物評価(包括)申告業務」により、輸入者氏名、輸入申告価格の計算方法等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(輸入貨物の評価(包括)申告書の変更の届出)

4の3-2 輸入者が、システムを使用して、包括申告書の記載事項の変更に関する届出を提出する場合には、「輸入貨物評価(包括)一部変更届出業務」により、変更となる輸入者の住所、氏名等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(個別評価申告書の事前審査の申請)

4の3-3 輸入者が、システムを使用して、個別評価申告書に関する事前の審査を求める場合には、「輸入貨物評価(個別)申告(事前審査)業務」又は「輸入貨物評価(個別)申告(事前審査)業務」により、輸入者氏名、輸入申告価格の計算方法等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(関税評価に係る事前教示の申請)

4の3-4 輸入者が、システムを使用して、関税評価に関する事前の教示を求める場合には、「関税評価に係る事前教示業務」又は「関税評価に係る事前教示業務」により、輸入者氏名、輸入申告価格の計算方法等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

4. 第3章第6節を削る。

5. 「第4章 調査保税関連業務」を「第4章 調査関連業務」に改め、第4章第1節から第7節まで及び第10節から第12節までを削り、第4章第13節の13-1を1-1とし、同節を同章第1節とする。

6. 第5章の章名を「監視・業務・調査関連業務(その他の手続)」に改める。

7. 本則の次に次の1章を加える。

## 第8章 通関業法関連業務

(通関業の許可の申請)

1-1

(1) 通関業の許可を受けようとする者が、システムを使用して、当該許可の申請を行う場合には、「通関業許可申請業務」により、申請者名及び住所、営業所の名称等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

住民票の写し等の提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署名を行い、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第三条第一項に基づき都道府県知事が作成した当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信させることをもって、住民票の写し等の提出に代えさせることができる。

登記事項証明書の提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署名を行い、商業登記法第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信させることをもって、登記事項証明書の提出に代えさせることができる。なお、必要に応じて財団法人民事法務協会登記情報提供センターから登記事項証明に係る照会番号及び発行年月日を取得させ、これを送信させる。

(2) 首席通関業監督官（首席通関業監督官が置かれていない税関にあっては、通関業監督官。以下この節において「通関業監督官」という。）は、審査を行った上、システムを通じて許可情報を登録するものとする。

（登録免許税の納付の手続）

1 - 2 システムにより通関業の許可を受けた者は、通関業の許可の日から 20 日を経過する日までに、後記第 6 章の規定により、通関業の許可に係る登録免許税を納付しなければならない。

（営業所新設の許可の申請）

1 - 3

(1) 通関業者が、システムを使用して、営業所新設の許可の申請を行う場合には、「通関業営業所新設許可申請業務」により、営業所名及び所在地、置こうとする通関士の数等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(2) 通関業監督官は、審査を行った上、システムを通じて許可情報を登録するものとする。

（許可申請事項の変更の届出）

1 - 4 通関業者が、システムを使用して、許可申請事項の変更の届出を行う場合には、「通関業許可申請事項変更届出業務」により、該当法令等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

住民票の写しの提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署名を行い、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第三条第一項に基づき都道府県知事が作成した当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信させることをもって、住民票の写しの提出に代えさせることができる。

登記事項証明書の提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署名を行い、商業登記法第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信させることをもって、登記事項証明書の提出に代えさせることができる。なお、必要に応じて財団法人 民事法務協会登記情報提供センターから登記事項証明に係る照会番号及び発行年月日を取得させ、これを送信させる。

なお、業法通達 12-1 の(2)の規定により、当該変更の届出を二以上の税関長に対して行う場合であっても、添付書類については当該二以上の税関長のいずれか一の税関長に提出することとして差し支えないものとする。この場合において、必要事項をシステムに入力する際、当該添付書類の提出先の税関長に対しては当該変更の届出を行う他の税関名を、当該添付書類の提出先の税関長以外の税関長に対しては当該添付書類の提出先の税関名を、それぞれ「添付備考」欄に入力させるものとする。

（通関士その他通関業務の従業者の氏名及びその異動の届出）

1 - 5 通関業者が、システムを使用して、通関士その他通関業務の従業者の氏名及びその異動の届出を行う場合には、「通関士その他通関業務従業者氏名等届出業務」により、異動があった者の氏名、異動の内容等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

（件数、料金その他通関業務関連事項の報告）

1 - 6 通関業者が、システムを使用して、通関業務の件数、料金等に係る報告書の提出を行

う場合には、「件数・料金その他通関業務関連事項報告業務」により、住所及び電話番号等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(通関士の設置免除の承認の申請)

1 - 7

- (1) 通関業者が、システムを使用して、専任の通関士を置かないことの承認の申請を行う場合には、「専任通関士設置免除承認申請業務」により、営業所の名称及び所在地、理由等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。
- (2) 通関業監督官は、審査を行った上、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

(通関士試験科目の一部免除の申請)

1 - 8

- (1) 試験科目につき試験の免除を申請しようとする者が、システムを使用して、試験科目の一部免除の申請を行う場合には、「通関士試験科目一部免除申請業務」により、免除対象科目、合計年数、期間等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとし、業法通達 24-2 に規定する証明書を別途提出させるものとする。なお、証明書の提出は、郵送でも差し支えない。
- (2) 通関業監督官は、審査を行った上、システムを通じて免除情報を登録するものとする。

(通関士の確認のための届出)

1 - 9

- (1) 通関業者が、通関士試験に合格した者を通関士という名称を用いてその通関業務に従事させようとする場合において、システムを使用して、業法第 31 条第 1 項の規定による届出を行うときは、「通関士確認届業務」により、通関士名、通関士試験合格年、合格証書番号等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。
- (2) 通関業監督官は、審査を行った上、システムを通じて確認情報を登録するものとする。

(通関業法違反の調査の申出)

1 - 10 通関業者又は通関士に業法第 34 条第 1 項又は第 35 条第 1 項に該当する事実があると認められた者が、システムを使用して、その事実を申し出て、適切な措置をとるべきことを求める場合には、「通関業法違反調査申出業務」により、住所及び電話番号等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(通関士試験の受験申込み)

1 - 11

- (1) 通関士試験を受けようとする者が、システムを使用して、受験願書の提出を行う場合には、所定の受付期間内に「通関士試験受験申込業務」により、受験地、受験科目、受験料等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとし、システムによる提出の後、業法通達 26 - 1 に規定する通関士試験受験票(以下「受験票」という。)に所定の箇所に写真を貼付させ、別途提出させるものとする。
- (2) 受験票の提出は郵送でも差し支えないが、この場合には、受験票送付のため受験票の所定の欄に郵便切手を貼付しなければならないものとする。
- (3) 通関業監督官は、内容の確認を行った上、システムを通じて受理情報を登録するものとする。



(4) (3)の規定による通関士試験受験申込みの受理情報の登録は、所定の受付期間内に受験手数料の納付があるまでは、システムにより一時保留されることとなるので、(1)の規定による受験願書の提出を行った者は、前記第6章の規定により、その手数料を電子的に納付しなければならない。

第14 税関手続申請システムを使用して行わせることができる税関関係手続等及び利用申込手続の取扱いについて(平成15年2月28日財関第196号)の一部を次のように改正する。  
第2章の2-1の(5)中「東京税関総務部事務管理課」を「東京税関調査部事務管理課」に改める。

公開日 以降

登録番号

平成 年 月 日

(住所・所在地)

(氏名・名称)

殿

税関 業務部  
特別価格審査官

印

## 評価事前教示回答書(変更通知書兼用)

別添の関税評価に係る事前教示に関する照会書(登録番号 )による照会について、  
下記の「回答及び理由」欄記載のとおり回答します。

|             |                         |
|-------------|-------------------------|
| 取引の概要及び照会趣旨 |                         |
| 回答及び理由      |                         |
| 有効期限        | この回答書の有効期限は 年 月 日までとする。 |
| 参 考         |                         |

(注) 本件回答を参考とする場合には、裏面に掲げる注意事項に留意して下さい。

(規格A4)

別紙様式 5

平成 年 月 日

(住所・所在地)

---

  
(氏名・名称)

---

  
殿

税関 業務部  
特別価格審査官  
(統括調査官)

⑩

**文書回答の対象となる事前教示照会に当たらない旨のお知らせ（通知）**

(文案の例示)

事前教示照会に対する文書回答は、照会者に文書回答を行うとともに、その内容を公表することにより、同様の取引等を行う他の輸入者に対しても関税評価に関する法令の適用等について予測可能性を与えるものとして、一定の要件に該当する事前照会を対象として行うこととしています。

しかしながら、平成 年 月 日に受理しました照会内容（登録番号 ）は、下記の理由から、文書回答の対象となる事前教示照会に当たりませんので、お知らせします。

記

(理由)

平成 年 月 日

(住所・所在地)

\_\_\_\_\_  
(氏名・名称)

\_\_\_\_\_  
殿

税関 業務部  
特別価格審査官  
(統括調査官)

⑩

### 事前教示に対する文書回答の対象とならなくなった旨のお知らせ(通知)

(文案の例示)

事前教示照会に対する文書回答は、照会者に文書回答を行うとともに、その内容を公表することにより、同様の取引等を行う他の輸入者に対しても関税評価に関する法令の適用等について予測可能性を与えるものとして、一定の要件に該当する事前教示照会を対象として行うこととしています。

しかしながら、平成 年 月 日に受理しました照会内容(登録番号 )は、下記の理由から、事前教示照会に対する文書回答の対象とならなくなりましたので、お知らせします。

記

(理由)

